

令和7年度

就学説明会



主催：北海道教育委員会（特別支援教育課）

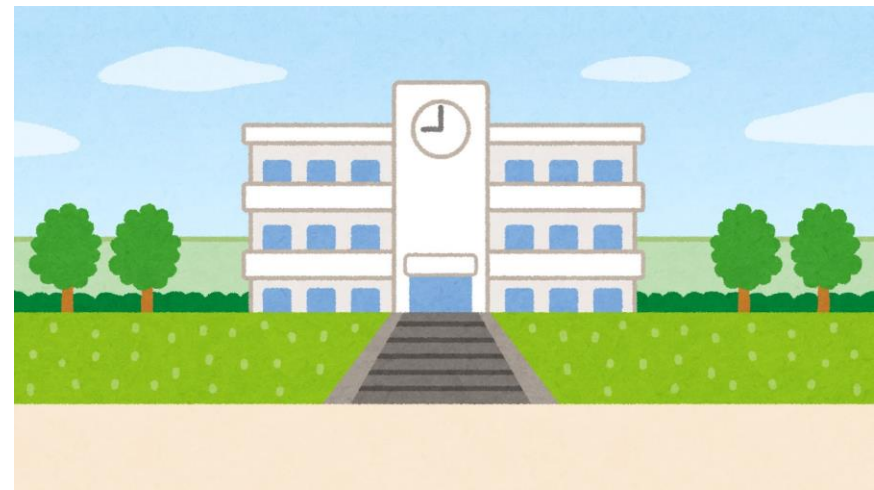
就学に関わる3つの大事なポイント

- ① 一人一人の子どもの実態を丁寧に把握して判断します。
※障がいの診断や障害者手帳の有無のみでは決めます。
※教育、医療、福祉等の専門家が検討します。



- ② **就学後も学校や学びの場は変更**することができます。
※そのときの子どもの障がいの状態に応じて、
・ 特別支援学校から地域の小・中学校へ行くこと（又はその逆）
・ 小学校等の特別支援学級から通常の学級へ行くこと（又はその逆）
が可能です。
- ③ 本人・**保護者の意向は最大限尊重**されます。

小・中学校の学びの場

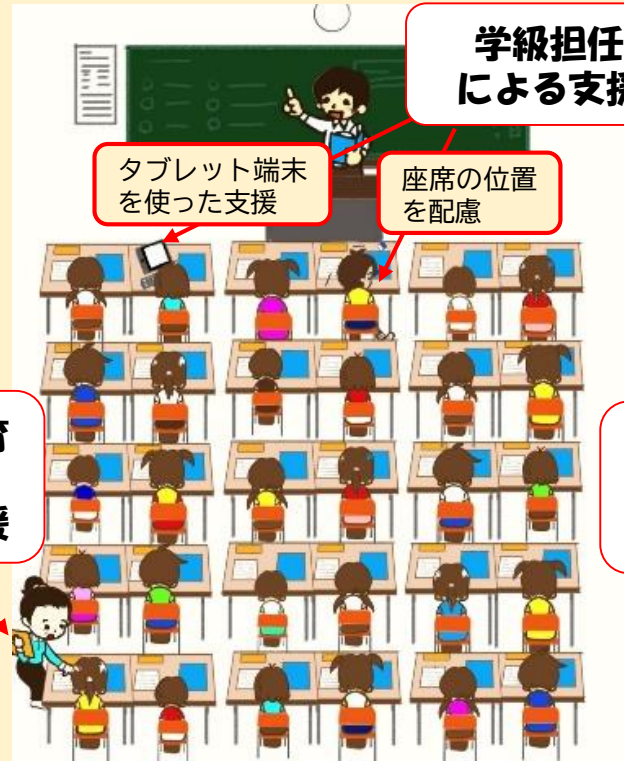


学びの場ってどんな種類があるの？



通常の学級で行っている支援の例

通常の学級



特別支援教育
支援員等を
活用した支援

専門家の助言
を受けながら
支援

困難さ	学級担任による支援の例
先生の話落ち着いて聞けない	座席の位置を工夫
文を読むことが苦手	タブレットの読み上げ機能の活用、漢字のルビ振り、教科書やプリントの拡大コピー
文を書くことが苦手	文を書く量の調整、タブレットのカメラ機能の活用
落ち着いて授業を受けることが苦手	教室環境の工夫、座席配置の工夫、分かりやすいルールの設定

※一人一人の困難の状態によって、必要な支援は変わります。
支援が必要な場合や気になることがある場合は、学校に相談しましょう。

通級指導教室ってどんなところ？

通級指導教室

通常の学級



通級指導教室



- 通常の学級に在籍し、大部分の授業を通常の学級で受けます。
- 週1～2時間程度、通級指導教室で障がいに応じた特別な指導（自立活動）を受けます。

困難さ

ちょっとしたことで癇癢を起こしてしまう



友だちとの関係を上手く築けない

発音が不明瞭で相手に伝わりにくい



勉強しているけど、なかなか理解できない／覚えられない



通級による指導（自立活動の指導）の例

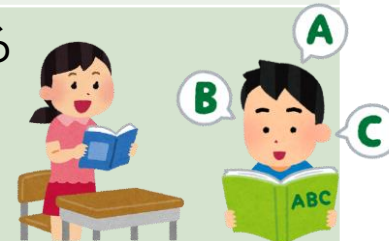
気持ちの整理の仕方を身に付ける



他者との関わり方や、状況に応じた言葉遣いを身に付ける



苦手な言葉を話しやすくする練習をする



自分にあった学習方法を身に付ける



特別支援学級ってどんなところ？

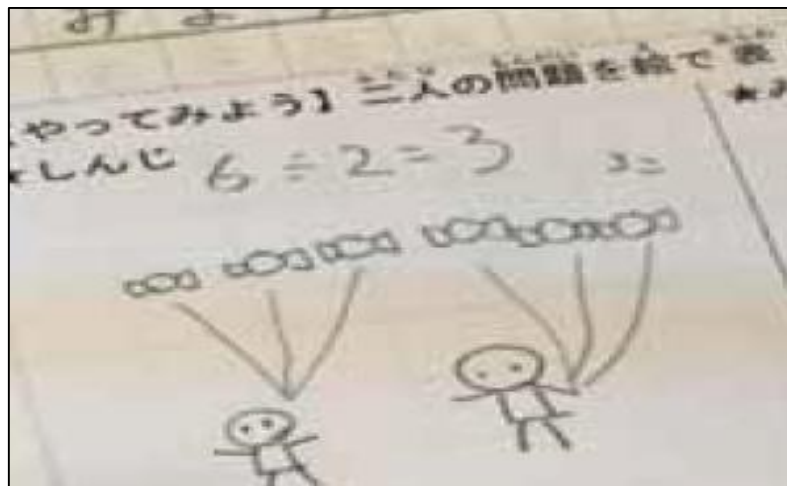
特別支援学級



- 学年ではなく、障がい種ごとに学級を編制します。
- 1学級の児童生徒は8名です。

○ 知的障がい以外の特別支援学級

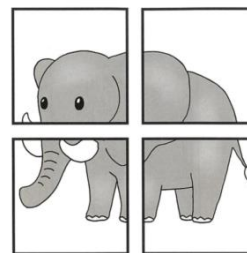
- 国語や算数など、小・中学校と同じ内容を学習
- 子どもの実態に応じて、下の学年の内容を学習



除法の意味理解するための視覚的支援

○ 知的障がい特別支援学級

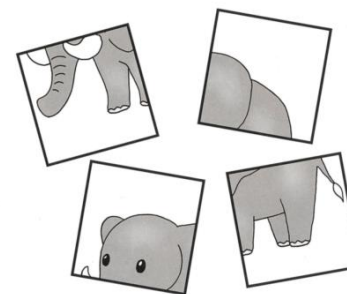
- 子どもの実態に応じて、下の学年の内容を学習
- 特別支援学校のように、生活に必要な内容を学習



「いち」
(いっこ)

「に」
(にこ)

たくさん



必要な情報に注目
して分割された絵
をまとめる指導



「1」「2」と数字で
数を表せることを理解
するための指導

※通常の学級の子どもと共に学ぶ「交流及び共同学習」が設定されています。

※週の半分以上の時間は、特別支援学級で授業を受けます。

特別支援学校ってどんなところ？



- 障害の程度が比較的重い子どもを対象としています。
- 1学級の児童生徒は6名です。



【知的障がい特別支援学校】
生活単元学習「友達と遊ぼう」

- 知的障がい特別支援学校
 - 着替えや食事、排泄など、身の回りのことができるようになるための内容を学習
 - 買い物に行ってお金の計算や買い物の仕方、友だちと遊びながらルールを守ってゲームをすることなど、実際の生活に必要な内容を中心に学習

- 肢体不自由特別支援学校
 - 国語や算数など、小・中学校と同じ内容を学習
 - 肢体不自由の状態に応じて、体の使い方の学習



【肢体不自由特別支援学校】
自立活動「からだの学習」

高等学校、大学への進学について

Q 特別支援学級に在籍していると、高校進学や大学進学に影響があるのでしょうか？

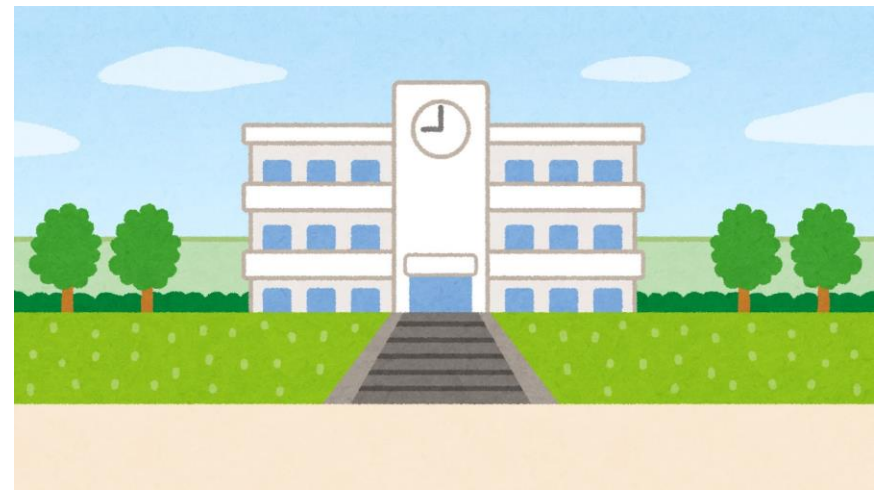
A 特別支援学級にいても、高校や大学を受験することはできます。

ただし、通常の学級への在籍変更を検討することも大切です。

※特別支援学級と高校では受けられる支援の量、学級の人数等が大きく違います。

（特に知的障がい特別支援学級では）受験に必要な内容を学習していない可能性があるので、事前に在籍する学校とよく相談しましょう。

学びの場の決定と変更



就学先が決まるまでの流れは？

就学に関する事前の相談・支援

- ・ 早期からの就学に関する事前の教育相談
- ・ 就学説明会、学校見学や体験入学

小学校に行かせたいけど、勉強についていけるか心配

11月30日
まで

就学時健康診断

学びの場の
検討・判断

特別支援学校へ行ったら、将来はどうなるんだろう？

1月31日
まで

入学期日等の通知

令22条の3、第756通知

該当

保護者等の意見聴取・意向確認

意向確認

保護者の意見を最大限尊重

専門家から意見を聴取

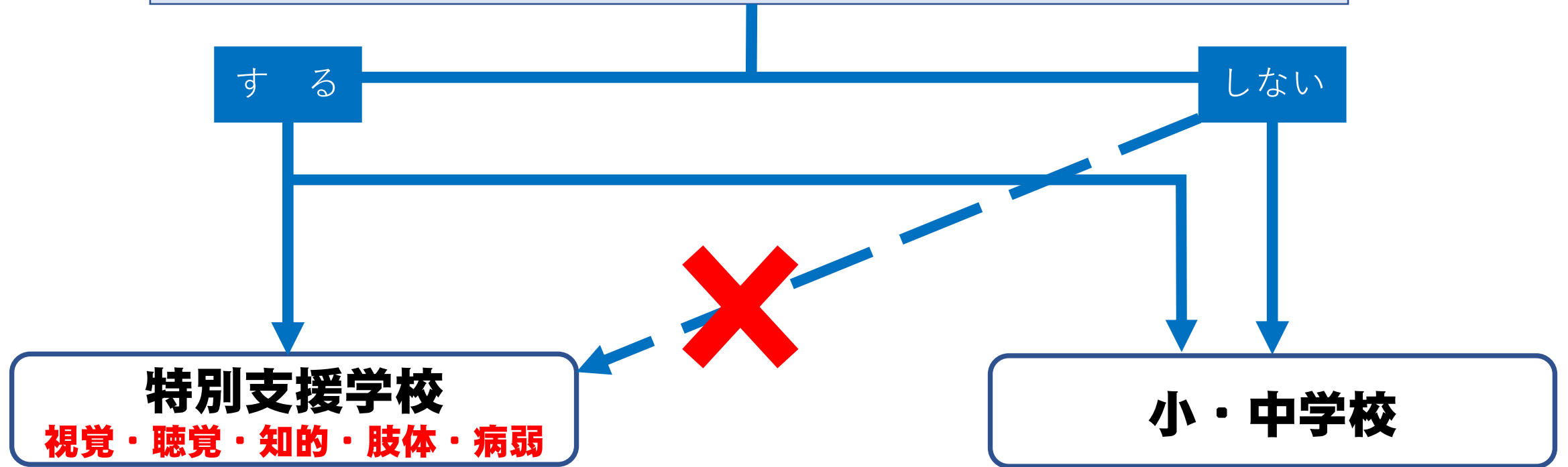
市町村教育委員会が総合的に判断

合意形成

意向確認

就学先決定

障がいの状態「令第22条の3」に該当するか？



	小学校	特別支援学校
令第22条の3 該当	○	○
令第22条の3 非該当	○	×

障がいの種類や程度が令第22条の3に該当しない場合は、たとえ保護者が希望したとしても特別支援学校に就学することはできません。

学びの場の変更について

Q 最初に特別支援学校に入るとなかなか小学校に戻れないと聞いたことがあるのですが、特別支援学校から小学校に戻ることはできるのでしょうか？

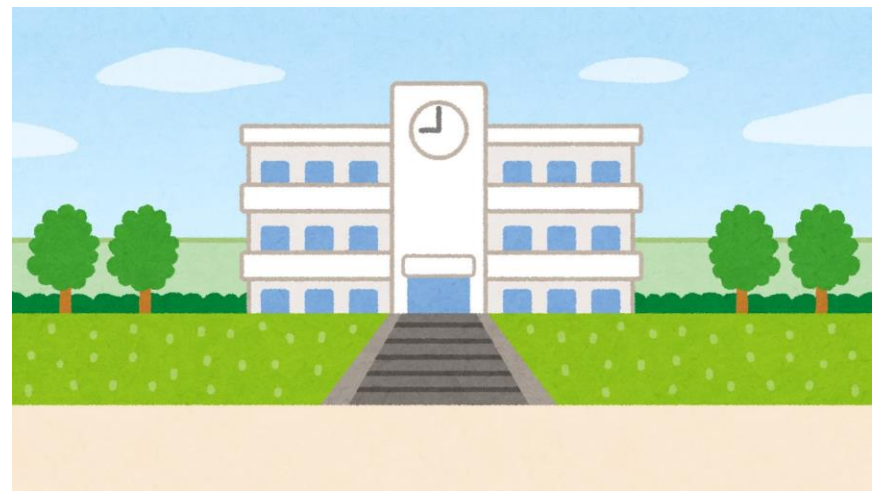
**A 就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではありません。
子どもの発達や、適応の状況等を勘案しながら、小・中学校等と特別支援学校間で双方向での転学ができます。
小・中学校等の中でも、通常の学級、通級による指導、特別支援学級間の学びの場の変更ができます。**

就学先の学校・学びの場を決める時に最も大事な点

- 子どもが、
 - ・ **授業内容を理解すること**ができ
 - ・ 学習活動に参加している**実感**・**達成感**をもち、**充実した時間**を過ごすことができ
 - ・ **生きる力**を身に付けていける学校や学びの場を判断・決定します。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが、**可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指します。**



情報提供



相談先について

各市町村教育委員会が設置する学校の状況や、個々のお子さんの就学に関する相談については、お住まいの市町村教育委員会へ相談してください。

教育相談機関

北海道立特別支援教育センター 011-612-5030

札幌市教育センター教育相談室 011-671-3210
(ちえりあ・まこまる・リフレ)
※札幌市に在住の方

親の会

障がいのある子どもをもつ保護者の会があります。
知的障がい、自閉症、学習障がい、言語障がいなど
障がい種ごとに設置されています。
保護者が抱える様々な悩みについて相談することができます。

ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験のある保護者（ペアレントメンター）が相談相手となります。

発達障がいのある子どもをもつ保護者の不安や悩みを軽減し、子どもに適切な療育を提供するための制度です。



https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/1/2/0/0/5/1/6/4/_/03%20%E6%B4%BE%E9%81%A3%E6%A1%88%E5%86%85.pdf

すべての保護者の皆様へ

お子様の入学やその後の学習等について、理解を深めるための参考にしてください。

⇒
本リーフレットの感想を入力ください。



- ☆ 二次元コードを読み取ると、説明動画を視聴することができます。
- ☆ Q8～12は保護者や当事者の感想を収録しています！

就学前

Q1 就学先決定までの流れは？



10月31日
まで

学齢簿の作成

11月30日
まで

就学時健康診断

学びの場の
検討・判断

1月31日
まで

入学期日等の通知



Q2 就学の仕組みは？

就学後

Q3 学びの場ってどんなところ？



特別支援学校
小・中学部、高等部



Q4 高校と特別支援学校の違いは何？

小・中学校、高等学校等

通常の学級
通級による指導

特別支援学級
(小・中学校のみ)

Q9 特別支援学校に通う
本人はどんな気持ち？



Q10 中学校卒業後の保護者は
どんな気持ち？



卒業後

Q5 就労にはどんな制度
があるの？

一般企業での就労

・企業での障がい者雇用

福祉制度を活用した就労

・就労移行支援
・就労継続支援A型
・就労継続支援B型



Q6 就労や生活で困った時に
どこに相談したらいいの？

生活の場

・グループホーム
・施設入所



Q7 生活の場にはどんなところがあるの？

Q11 卒業後の保護者は
どんな気持ち？



Q12 卒業後の本人は
どんな気持ち？



一人一人の子どもが「よさ」や「可能性」を最大限発揮できる学びの場を求めて
多様な学びの場と就学先決定までのプロセス

北海道教育委員会

小・中学校

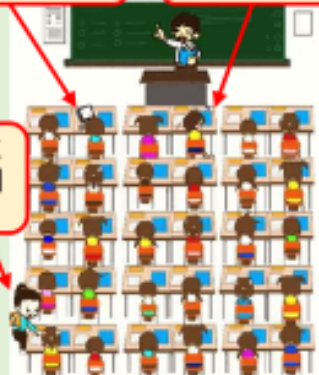
通常の学級

- 通常の学級でも、学習上の困難さに応じた支援を行います。

タブレット端末を使った支援

座席の位置を配慮

支援員による個別支援



通級指導教室

- 通常の学級に在籍しながら、週に1～2時間程度、通級指導教室で特別の指導（自立活動）を行います。
- コミュニケーションや社会性などについて少人数で学ぶ場合もあります。



特別支援学級

- 障がい種別の少人数の学級（8人以下）で一人一人に応じた教育を行います。

- 【知的障がい以外の特別支援学級】
国語や算数（数学）など、通常の学級と同じ内容や、下の学年の内容を学習します。

- 【知的障がい特別支援学級】
子どもの実態に応じた、内容を学習します。
生活に必要な内容を学習します。



特別支援学校

- 将来の自立と社会参加に向けて、障がいの状態などに応じた、きめ細かな教育を行っています。
- 小学部・中学部・高等部があり、幼稚部や専攻科のある学校もあります。
- 通学バスや寄宿舎のある学校もあります。
- 近隣の学校や居住地の小・中学校との交流及び共同学習を行うこともあります。

※特別支援学校に就学できる障がいの種類や程度は法令で定められています。



本道の特別支援学校→

障がいのある児童生徒の就学先決定までのプロセス

就学に関する事前の相談
 （就学説明会、学校見学、体験入学などへ保護者が参加）

就学時健康診断（11月30日まで）

学びの場の検討・判断

保護者等の意見聴取・意向確認

教育支援委員会
 専門家から意見を聴取

市町村教育委員会が
 総合的に判断

保護者等の意向の
 最終確認（合意形成）

就学先決定

保護者の意見は最大限尊重

Q 最初に就学した学びの場は、卒業するまで継続されるのでしょうか？

A 学校や学びの場は、固定したものではありません。
 子どもの適応の状況等を勘案しながら、小・中学校と特別支援学校間で**双方向での転学**や、通常の学級、通級による指導、特別支援学級間の**学びの場の変更ができます。**

Q 学びの場を選ぶ際には、どのようなことを考えると良いですか？

A まずは、障がいのない子どもと**同じ場でともに学ぶ**ことを目指します。
 その上で、子どもが、
 ①授業内容を**理解している**
 ②学習活動に参加している**実感・達成感**をもち、**充実した時間**を過ごしているなど、
 保護者が子どもの成長を感じられる場を選択することが大切です。

通級による指導

通級による指導とは・・・

通常の学級に在籍し、大部分の授業は通常の学級で受けながら、一部、「通級指導教室」という特別な場で、子ども一人一人の困難さに応じた指導を受けます。



対象はどのような子どもですか？

次の障がいがあり、通常の学級の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の子どもの対象です。

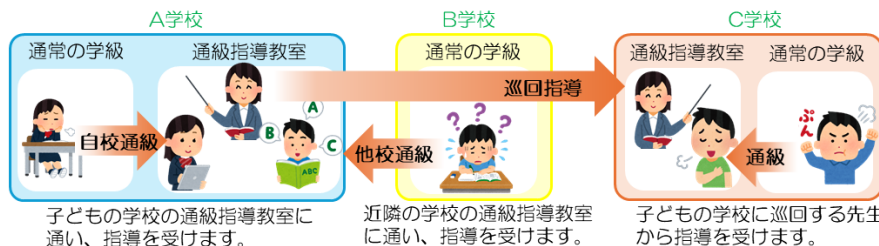
- なお、医学的な診断の有無だけで判断するものではありません。
- ・言語障がい
 - ・自閉症
 - ・情緒障がい
 - ・弱視
 - ・難聴
 - ・LD（学習障がい）
 - ・ADHD（注意欠陥多動性障がい）
 - ・肢体不自由
 - ・病弱及び身体虚弱
- 例えば・・・



どこで受けられますか？

子どもが通う学校に通級指導教室がある場合は自分の学校で、ない場合は近隣の通級指導教室がある学校へ通い指導を受けます。

通級による指導には、以下の3つの形態があります。子どもが通う学校がどの形態かは学校に確認してください。



いつ、何時間くらい受けられますか？

週に1、2時間程度、在籍学級の授業中に指導を受ける場合と、放課後等に指導を受ける場合があります。

週に何時間、どの場面で指導を受けるかは子どもの状態に応じて決定します。

どのような学習をしますか？

障がいの状態に応じた「自立活動」を行います。「自立活動」とは、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導です。

例えば・・・



苦手な教科を個別に指導してくれますか？

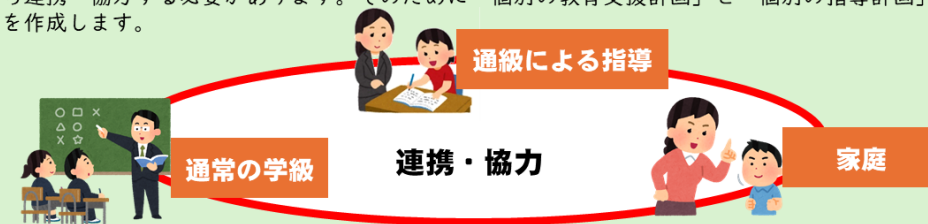
単に教科の遅れを補充する指導ではなく、子どもの障がいに応じた「自立活動」の指導を行います。

指導を受けるためにはどうしたらよいですか？

まずは、子どもが通う学校の担任の先生や特別支援教育コーディネーターの先生に相談してください。

通級による指導を効果的に進めるために

通級による指導の担当者と保護者、在籍学級の先生が日常的に学習の状況を情報共有しながら連携・協力する必要があります。そのために「個別的教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成します。



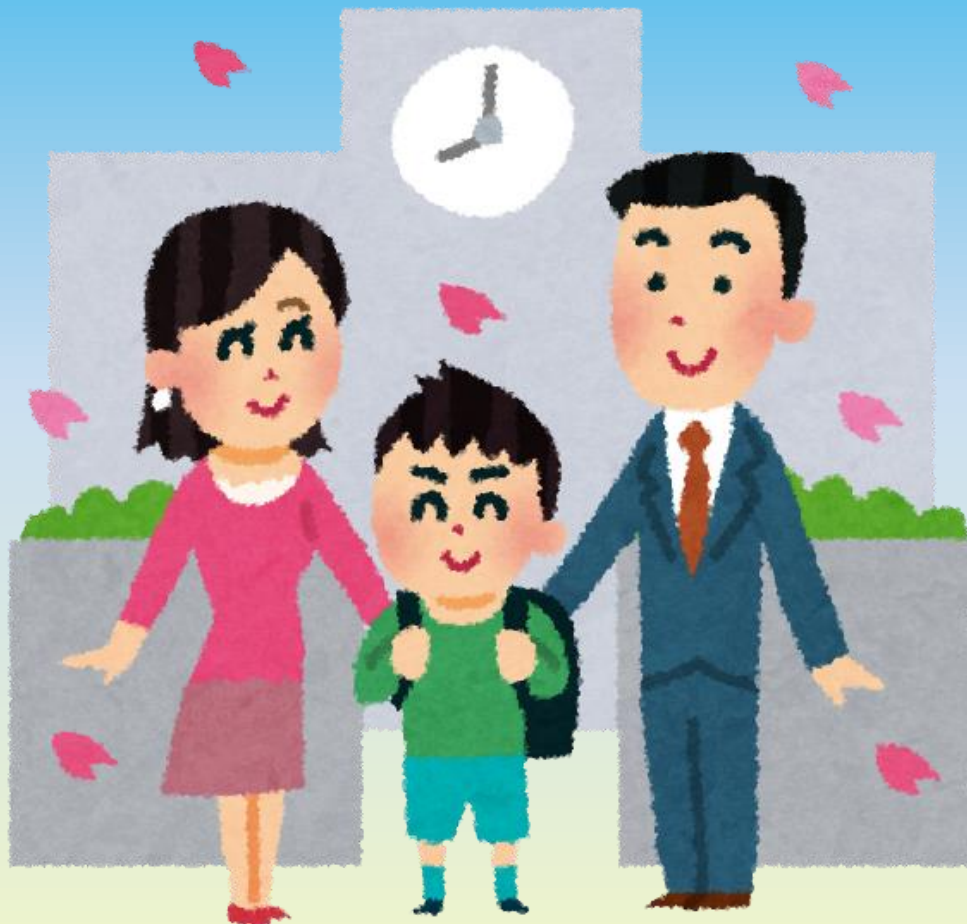
個別的教育支援計画

本人や保護者の願い、障がいによる困難な状況、支援目標と内容、合理的配慮、生育歴等について、学校と本人・保護者、関係者が情報を共有し、連携して支援するための計画

個別の指導計画

児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法を具体的に表した指導計画

事後アンケートへの協力をお願いします。



<https://forms.gle/mVLgKcG5UaNRDppZ7>

本日は、ありがとうございました。